令和８年度
学校事務職員の臨時的任用職員、任期付職員
及び会計年度任用職員
登録者募集要項

令和７年 10 月

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当

大阪市教育委員会では、大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所に勤務する学校事務職員のうち、育児休業の取得、年度途中での退職などの欠員が生じた場合に、勤務いただく臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員（学校事務職員）の登録者を募集します。

登録を希望される場合は、募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を教育委員会事務局教務部教職員人事担当まで提出してください。

代替として勤務いただく必要が出た場合に、登録いただいた方の中から、書類及び面接等により選考のうえ臨時的任用職員、任期付職員または会計年度任用職員として採用します。

<u>※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんので、ご注意ください。</u>

１　募集職種及び業務内容

【募集職種】学校事務職員

【業務内容】学校事務に係る業務（なお、パソコンでの作業が生じます。）

２　任用資格

（１）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

〈地方公務員法（抜粋）〉

［欠格事項］

第 16 条　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）令和８年４月１日現在、満 18 歳以上の者

３　任用開始日及び期間

【任用開始日】

令和８年４月１日～令和９年３月 31 日までの期間内で、必要が生じた場合

【任用期間】

・臨時的任用職員の場合、任用開始日より６ヶ月以内

※ただし、６ヶ月を限度に期間を延長する場合があります。

※年度当初に配置された学校から、年度途中に欠員が生じた他の学校へ異動することを前提とした採用を行う場合があります。

・任期付職員及び会計年度任用職員の場合、１年以内

※会計年度任用職員の場合、勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで）

※本務職員が育児休業等から復職した場合、臨時的任用職員または任期付職員の任用期間については、短縮される場合があります。また、年度の途中であっても配置先の学校が変わる可能性があります。

4　勤務条件等

（1）　勤務日・勤務時間

・臨時的任用職員及び任期付職員

週あたり 38 時間 45 分（1 日あたり 7 時間 45 分）

原則として月曜日から金曜日

ア　８時 30 分～17 時 00 分（休憩時間 45 分）

イ　10 時 00 分～18 時 30 分（休憩時間 45 分）

※勤務場所が心和中学校の場合に限り、イの勤務時間となります。

・会計年度任用職員（日額）

週あたり 15 時間以内（1 日あたり 7 時間 30 分）

週 1 日又は週 2 日

ア　８時 30 分～17 時 00 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）

イ　10 時 00 分～18 時 30 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）

※勤務場所が心和中学校の場合に限り、イの勤務時間となります。

（2）　休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

（3）　休暇

・臨時的任用職員及び任期付職員

①　年次有給休暇

原則として 1 年につき 20 日で、任用期間が 1 年未満の場合については、按分付与されます。

② その他の休暇

夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・妊娠障害休暇・産前産後休暇・子の看護休暇 等

・会計年度任用職員

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

5 勤務場所

大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所

6 給与等

（1） 報酬等（令和7年10月1日時点。(地域手当（給料月額の16%）を含む)）

・臨時的任用職員及び任期付職員

月額213,556円

※採用時には変更される可能性があります。

※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）同種（フルタイム）で勤務されていた場合

採用時年齢	職歴（在職年数）	初任給
22歳	4年	240,002円
24歳	6年	252,068円
26歳	8年	261,696円

・会計年度任用職員

日額10,335円

※採用時には変更される可能性があります。

※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

（2） 諸手当

・臨時的任用職員及び任期付職員

通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

・会計年度任用職員

通勤手当が支給されます。

（3） 支給日

・臨時的任用職員及び任期付職員

原則当月17日に支給（※ただし、支給日が休日の場合は、この限りではない）

・会計年度任用職員

勤務日数等に応じてその月分を翌月に支給

（４） 社会保険

・臨時的任用職員

任用初日より健康保険は公立学校共済組合、年金制度は厚生年金が適用されます。

・任期付職員

任用初日より公立学校共済組合の健康保険及び年金制度が適用されます。

・会計年度任用職員

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険は非加入となります。

ただし、教育委員会の雇用する学校園の会計年度任用職員を兼職し、週当たりの勤務時間数の合計が 20 時間以上かつ任用期間が２月を超える場合（雇用保険においては、31 日以上の場合）は、共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

(注) 年金を受給している方については、支給される年金額が大幅に減額となる場合があります。詳しくは、公立学校共済組合 年金グループにお問い合わせください。

電話：06-6941-2864（直通）

7 服務事項

採用された方は、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、(１)地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合、(２)職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、(３)全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分の対象となります。

8　登録の申し込み方法

（1）面接の事前予約について

登録するにあたり面接を実施いたしますので、「大阪市行政オンラインシステム」での面接の事前予約を必ず行ってください。なお、円滑に面接を実施するため、**「事前予約制（先着順）」**とします。

登録をご希望の方は「大阪市行政オンラインシステム」にログインしていただき、事前予約を完了していただく必要があります。

利用者登録がお済みでない場合は、〔新規登録〕をクリックし、利用者登録を行ってから、事前予約を行って下さい。

ログイン後、「手続き一覧表」もしくは「キーワード検索」に**『学校事務』**と入力後に検索していただき、予約ページへ遷移し予約を行ってください。

「大阪市行政オンラインシステム」での事前予約期間

・現在大阪市立の学校園に勤務されている方

実施日：12月８日（月）、12月９日（火）、12月10日（水）、12月12日（金）、
12月15日（月）の18時00分～19時50分、

予約期間：令和7年10月22日（水）12時から令和７年11月21日（金）17時まで

集合場所：大阪市役所　地下会議室

・上記以外の方

実施日：12月13日（土）９時15分～12時00分、13時15分～16時00分、
12月20日（土）９時15分～12時00分

予約期間：令和7年10月22日（水）12時から令和７年11月21日（金）17時まで

集合場所：大阪市役所　地下会議室

事前予約期間を過ぎた場合は、お電話でお問い合わせください。空き状況によっては予約できる場合もあります。

なお、上記の日程での面接にお越しになられない方につきましても随時受付をしていますので、登録をご希望の方はお電話にてご連絡ください。

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当　電話：06-6208-9121

（2）登録申込書の提出

面接の予約が完了しましたら次の提出書類をダウンロードしたものに必要事項を全て記入し、封筒の表に**「臨時的任用職員等登録希望」と朱書のうえ**、大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当（10　登録申込みと問合わせ先）へ郵送または持参にて提出してください。

〔提出書類〕

「学校勤務の臨時的任用職員等登録申込書」・・・１通

※過去３ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※任期付職員及び会計年度任用職員も希望される場合は、必ず任期付職員及び会計年度任用職員の登録欄にチェックをしてください。

※提出書類は一切お返しいたしません。

※申込書に記載の個人情報は、臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員採用関係事務以外の使用はいたしません。

〔提出期限〕

提出書類につきましては令和７年11月21日（金）**（必着）**までに郵送またはご持参ください。

※持参される場合は、月～金曜日（土・日・祝日除く）の午前９時15分～午後０時、または午後１時～午後５時までに提出してください。

（３）臨時的任用職員等登録者名簿への登録

申込書受領後、教育委員会事務局にて面接を行い、合格の場合は臨時的任用職員等登録者名簿に臨時的任用職員、任期付職員または会計年度任用職員として登録します。名簿の中から必要に応じて登録者へ連絡し、採用予定校にて面接後、採用を決定しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

※任用資格を満たさない者及び申込みの内容及び提出書類等に虚偽があることが認められた場合は、名簿登録をいたしません。

（４）登録名簿の有効期間

登録名簿の有効期間は、令和９年３月31日までとなります。なお、有効期間後、再度登録を希望される方は、次回以降の募集の際に改めて登録してください。

（５）登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や住所や連絡先が変更される場合は、必ず教育委員会事務局教務部教職員人事担当へご連絡ください。

※登録後任用資格を満たさないことが判明した場合には、登録を取り消します。

９　採用の方法

書類審査や面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あてに連絡します。

（なお、採用時に健康診断の写しを提出していただきます。）

※登録していただいても、登録期間中（令和９年３月31日まで）に全ての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

10　登録申込みと問合せ先

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当

住所：〒530-8201　大阪市北区中之島 1-3-20　大阪市役所（本庁）３階

電話：06-6208-9121　FAX：06-6202-7053

（参考）

登録から採用までの流れ

募集開始

↓

受付（登録申込書等の受理）

↓

教育委員会事務局にて面接

↓

合格　／　不合格

↓（合格）

「臨時的任用職員登録者名簿」へ登録

※登録名簿有効期間：令和９年３月 31 日まで

↓

必要な時期に、勤務場所等に応じて「臨時的任用職員登録者名簿」の中から登録者へ連絡（面接日程、採用予定校等）

↓

採用予定校にて面接

↓

採用　／　不採用